

## 『介護予防・日常生活支援総合事業』がはじまりました ①

### 65歳以上の方が利用できる「新総合事業」のご案内

高齢者が住みなれた地域で元気に暮らし続け、要介護状態になることを予防するため、介護保険制度に「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、新総合事業)が創設され、介護予防サービスの一部が町独自の事業に移行し、町では1月からこの事業を開始しました。



### ❖ 「新総合事業」の内容

要支援1・2の方が利用する介護予防サービスのうち「訪問介護(ホームヘルプ)・通所介護(デイサービス)」が、「新総合事業」に移行します。それ以外の訪問看護や福祉用具貸与、ショートステイなどは今までどおりの利用となります。

※ 利用方法やサービス内容に大きな変更はありません。  
現在、要支援1・2の方には要支援認定更新時にご案内します。また新たに利用を希望する方は下記までご相談ください。

#### 1. 「訪問介護・通所介護」のみを利用する場合の手続きが簡単になります。

「基本チェックリスト」に回答して、サービス対象者(注1)となる場合には、要支援の認定を受ける必要がなくなります。

(注1)サービス対象者：要介護認定を受けていない方で、運動機能や日常生活行動、物忘れや閉じこもりなどの生活機能が低下している方が対象となります。  
(基本チェックリストで判定します。)

#### 2. 一般介護予防事業として、65歳以上の方すべてが利用できる地域サービス(ヘルスアップや各地区開催の運動教室、講演会など)の利用ができます。

各地区開催の運動教室は、町内全地域で実施するものではありません。  
詳しくは問い合わせください。



地域づくりモデル事業「菖蒲谷元気が〜い」の様子

町では、介護予防を推進することにより健康寿命を延ばすことを目指し、「住民主体の地域づくり」講演会を下記のとおり開催します。ぜひ参加ください。

日程：3月10日(土)午前10時から

会場：勤労青少年ホーム(小ホール)

☎健康福祉課 高齢福祉担当/地域包括支援センター  
☎ 72-6934 / ☎ 72-2128